

東京都環境局環境政策部環境政策課 御中

社団法人東京ビルディング協会

「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について
(中間とりまとめ)」に対する意見

当協会は、地球温暖化問題を人類の生存と世界経済の持続的発展に関わる重要課題と認識し、(社)日本ビルディング協会連合会が制定した「ビルエネルギー運用管理ガイドライン」や「オフィスビル分野における低炭素社会実行計画」に基づく自主的な取組を積極的に推進しているところです。

また、東日本大震災後の電力需給の逼迫に伴う今夏の節電については、当協会会員企業は、平均 23%のピーク電力削減を達成したところであります。

こうした中、改正環境確保条例の総量削減義務と排出量取引制度については、テナント専用部におけるテナントの事業活動に起因するCO₂排出の責任をビルオーナーに転嫁するという原因者責任の原則に反する不合理な制度となっており、テナントビルの特性を踏まえた制度設計が適切に行われているとは言い難く、これまで制度の抜本的な見直しを要請し続けてまいりました。

また、温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、国が国家戦略として法令に基づき統一的に展開すべき施策分野であり、京都議定書の第一約束期間経過後の国際的な枠組が決定されていないにも拘らず、東京都が条例によって独自の削減率を定め、民間企業にこれを強制していることは、その法的根拠自体が極めて不明確で、地方自治体の条例制定権の範囲を著しく逸脱していると思われまます。

さらに、当協会の対象事業所(旧条例に基づく2005年度報告対象118件)では、自主的な取組により、2005年度から2009年度までの5年間で平均11.3%の削減を達成しており、自主的な取組が成果を挙げてきた中で、行政コストや手続きコストが必要となる規制措置を実施することは、行政改革、規制改革の観点からも大きな問題があり、一刻も早く見直すべきものと考えられます。

しかしながら、標記の「中間とりまとめ」では、総量削減義務等の制度の一層の強化が謳われており、私どもとしては全く理解に苦しむものとなっております。

今後の環境政策のあり方としては、民間の自主的な目標設定と計画的な取組を基本とする旧条例の有効性を十分検証し、改正環境確保条例を抜本的に見直すよう強く求める次第であります。

なお、「中間とりまとめ」で提起されている自立・分散型エネルギーの確保、

より低炭素な火力発電への転換、再生可能エネルギーの普及拡大、都市づくりにおける省エネルギーと低炭素・分散型エネルギー有効活用などについては、基本的に賛成であり、当協会としても、問題意識を共有しながら東京都の施策に積極的に協力していく所存であることを申し添えます。

以上